

請 願 文 書 表

(令和5年2月13日)

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>請願第21号(5.2.2) 選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い民法改正を要請する意見書提出を求める請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>新日本婦人の会は、昭和37年の創立以来、平和と女性の人権・地位向上をかかげ、ジェンダー平等の社会を目指して取り組んでいる国連NGOの女性団体である。</p> <p>国連は、SDGs・持続可能な開発目標の達成にジェンダー平等が決定的に重要と位置づけ、世界各国がジェンダー不平等解消へ努力している。日本はジェンダー平等度ランキングで、世界146か国中116位と大幅に遅れ、特に政治分野139位、経済分野121位と遅れている。「女性の権利を国際水準に」は、今あらゆる女性たちの共通の願いである。</p> <p>別姓を望む人にその選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は切実である。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用等による不利益・不都合を強いられている。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。女性のみにも適用される再婚禁止期間の廃止も緊急の課題である。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。法制審議会は、平成8年に選択的夫婦別姓の導入等を含む民法改正の要綱を答申しているが、四半世紀たなごらしのままである。平成27年及び令和3年に、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調した。地方議会からも早期改正の意見書が次々提出されており、一日も早い国会対応が求められる。</p> <p>姓を変更するのは96%が女性で「改姓によりキャリアが中断し、不利益を被る」「結婚・離婚を経験し、姓変更書類手続きが大変で精神的・肉体的ストレスに」と切実な声が寄せられている。</p> <p>よって、結婚後の姓を自由に選択できる選択的夫婦別姓制度の導入へ、民法改正を求める意見書を国に提出するよう請願する。</p>
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市中央区 新日本婦人の会 中央支部 支部長 前田安枝</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>(代表) 松本 のり子 あわはら 富夫</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>総務財政委員会</p>